

第一部

能登半島地震・奥能登豪雨への対応

県内における被害の状況

令和6年1月1日に発生した令和6年能登半島地震（以下「能登半島地震」という。）は、珠洲市、輪島市、能登町、穴水町、七尾市、志賀町の6市町を中心に、県内に甚大な被害をもたらしました。全壊約6,100棟を含む約116,000棟の住家が被害を受け、自治体が開設した避難所には、ピーク時には約34,000人が避難しました。上下水道などのライフラインや、道路、河川、漁港などインフラ施設にも甚大な被害が発生し、特に、一般廃棄物処理施設は、焼却施設（3施設）、最終処分場（5施設）及びし尿処理施設（7施設）が、設備の損傷や道路の崩落等により使用できなくなる被害を受けました。

令和6年9月21日に発生した令和6年奥能登豪雨（以下「奥能登豪雨」という。）では、珠洲市、輪島市、能登町を中心に、土砂災害や河川の増水や氾濫、低地の浸水により、全壊82棟を含む約1,900棟の住家が被害を受けました。一般廃棄物処理施設については、能登半島地震で被災し、応急復旧していた施設のうち、最終処分場（1施設）及びし尿処理施設（1施設）が、再度被災し、使用できなくなりました。



地震により倒壊した家屋



豪雨により浸水した道路

●能登半島地震及び奥能登豪雨における被害の状況(県内)

被害区分		地震被害（令和7年9月3日時点）	豪雨被害（令和7年8月21日時点）
発災日		令和6年1月1日	令和6年9月21日
人的被害	死者	643人	19人
	行方不明者	2人	-
	負傷者	1,272人	47人
	計	1,917人	64人
住家被害	全壊	6,166棟	82棟
	半壊	18,718棟	660棟
	一部破損	91,477棟	159棟
	その他	11棟	1,000棟
	計	116,372棟	1,901棟
非住家被害（半壊以上）		38,444棟	621棟
ライフライン被害 (ピーク時)	断水	約11万戸 令和6年5月31日解消（※）	約5千戸 令和6年12月20日解消（※）
	停電	約4万戸 令和6年3月15日復旧	約6千戸 令和6年10月21日解消（※）
一般廃棄物処理施設被害 (ピーク時)	焼却施設	3施設	-
	最終処分場	5施設	1施設
	し尿処理施設	7施設	1施設

（※）土砂崩れや建物崩壊など早期復旧困難地区を除く

公費解体については、仮置場が浸水したほか、解体作業用の重機やダンプが水没・埋没、解体作業員の宿舎で床上浸水などが発生しました。土砂災害や河川氾濫により、アクセス困難となり、解体作業を見合わせるなど、解体速度が低下する影響を及ぼしました。



豪雨による土砂災害で埋没した重機

I 災害廃棄物について

① 生活ごみ・し尿・片付けごみの処理

能登半島地震発災後、すぐに直面した課題が避難所で発生する生活ごみや仮設トイレでのし尿などの処理で、県内外の自治体や関係団体などの協力を得ながら、直ちに処理先の確保や運搬体制の整備等を図りました。

生活ごみについて、避難所や家庭から収集するため、令和6年1月5日からごみ収集車などの必要な車両の派遣や広域的な処分先の確保などを行いました。

し尿について、環境省と連携し、令和6年1月3日から、バキュームカーなど必要な車両を確保するとともに、他自治体のし尿処理施設や下水処理場の協力を得て処理を行い、停止中のし尿処理施設の受入タンクを一時的に活用して、輸送効率の向上を図りました。

片付けごみについて、迅速かつ円滑に処理するため、12市町で22箇所の仮置場が、令和6年1月4日から、順次設置されました。

奥能登豪雨発災後、地震で被災し復旧していたし尿処理施設が再び被災したこと、避難所が新たに開設されたことから、し尿などの処理で、県内外の自治体や関係団体などの協力を得ながら、直ちに処理先の確保や運搬体制の強化等を図りました。また、片付けごみについて、迅速かつ円滑に処理するため、3市町で11箇所の仮置場が、発災直後から、順次設置されました。

② 災害廃棄物処理体制の構築・対応

(1) 基本方針の策定

令和6年2月6日に県では「令和6年能登半島地震に係る災害廃棄物処理の基本方針」を策定しました。災害廃棄物は約244万トンと推計し、各市町での処理だけでなく、県内の廃棄物処理施設の活用、さらには県外への海上輸送を含めた広域処理を行い、令和7年度末の処理完了を目指すこととしました。

(2) 災害廃棄物処理実行計画、公費解体加速化プランの策定・改定

災害廃棄物の処理を迅速かつ円滑に進めるため、既に公表した「基本方針」を踏まえ、具体的な処理手順等を定めた「災害廃棄物処理実行計画」を令和6年2月29日に策定し、被災者の生活再建を最優先とし、令和7年10月末の公費解体完了、令和8年3月末の廃棄物処理完了を目標とし、適正かつ円滑・迅速な処理を行うこととしました。

また、令和6年8月には、公費解体の申請棟数が実行計画の推計値を上回ったため、公費解体加速化プランを策定し、各市町が被害棟数や申請棟数の伸びから見込んだ公費解体見込棟数を取りまとめて32,410棟に見直すとともに、令和7年10月の解体完了を着実なものとするため、発災から1年となる令和6年12月末までの解体完了棟数12,445棟を中間目標として設定し、公費解体進捗の見える化を図りました。

令和7年1月には、この時点での地震による公費解体申請棟数が34,839棟と、解体見込棟数32,410棟を

約3,000棟上回ったことや、奥能登豪雨による公費解体を見込む必要があるため、各市町の公費解体見込棟数を取りまとめて39,235棟に見直しました。

令和7年7月には、この時点で地震及び豪雨による公費解体申請棟数が43,262棟と、解体見込棟数39,235棟を約4,000棟上回ったことや、多くの市町で申請期限を迎えたことを踏まえ、公費解体見込棟数を44,953棟に見直し、令和6年2月の約2倍となりました。

市町名	実行計画【R6.2】		加速化プラン【R6.8】		加速化プラン【R7.1改定】		実績	加速化プラン【R7.7改定】	
	推計解体棟数	災害廃棄物発生推計量(t)	解体見込棟数	災害廃棄物発生推計量(t)	解体見込棟数	災害廃棄物発生推計量(t)		解体見込棟数	災害廃棄物発生推計量(t)
珠洲市	5,562	575,800	7,195	756,535	8,023 [43]	858,444 [20,324]	8,406 [57]	8,499 [57]	831,272 [23,394]
輪島市	3,584	349,000	9,685	932,990	11,267 [276]	1,131,512 [74,479]	12,495 [217]	12,808 [217]	1,275,633 [77,953]
能登町	2,759	313,100	2,759	287,739	3,951 [16]	411,142 [1,042]	4,437 [18]	4,456 [18]	347,927 [3,134]
穴水町	2,490	274,700	2,451	254,279	2,703	278,385	2,804	2,819	258,925
七尾市	4,261	497,800	3,500	362,360	5,900	632,071	6,430	7,500	800,260
志賀町	2,269	289,500	4,012	476,656	4,233	502,381	4,955	5,104	365,254
上記以外の市町	1,574	140,300	2,808	250,161	3,158	283,708	3,735	3,767	315,876
石川県全体	22,499	2,440,200	32,410	3,320,720	39,235 [335]	4,097,644 [95,846]	43,262 [292]	44,953 [292]	4,195,147 [104,481]

[] は、豪雨分であり、上段の内数

図1 公費解体見込棟数及び災害廃棄物発生推計量の見直し状況

(3) 進捗状況

公費解体は、令和7年8月31日現在、旅館や工場などの解体に時間を要する大規模な建物などの別管理建物を除く解体見込棟数約4万3千棟の82%となる約3万6千棟の解体が完了しており、概ね計画どおり順調に進捗しています。

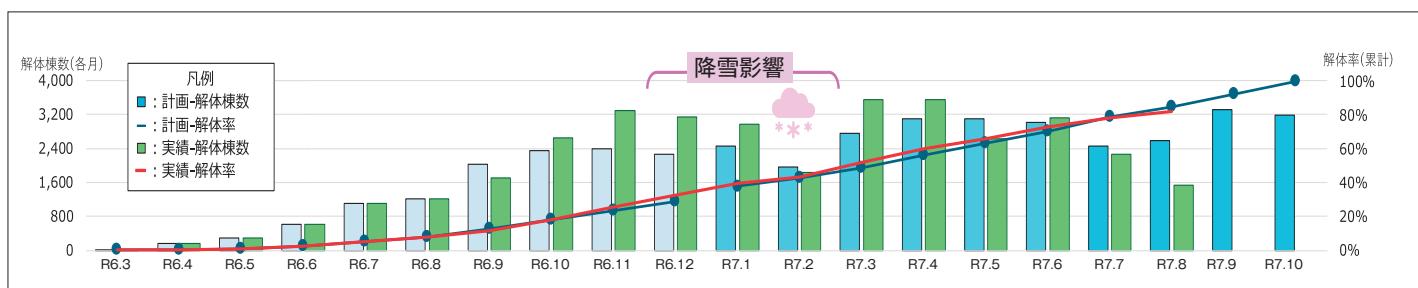


図2 公費解体の進捗状況

災害廃棄物の処理は、令和7年7月31日現在、別管理建物分を除く377万tの73%となる276万tの処理が完了しており、概ね計画どおり順調に進捗しています。

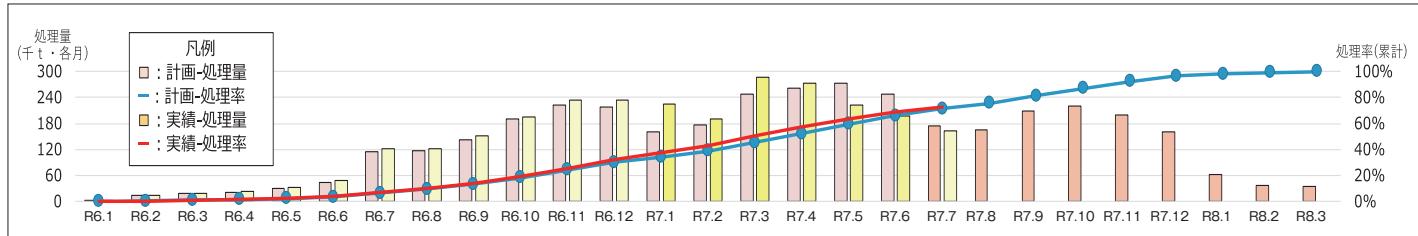


図3 災害廃棄物処理の進捗状況

(4) 処理体制

①損壊家屋等の解体撤去

能登半島地震においては、県と一般社団法人石川県構造物解体協会の間で災害時応援協定を締結（令和元年9月2日）していることから、各市町は、県を通じて、所有者に代わって市町が損壊家屋等を解体撤去する公費解体について、石川県構造物解体協会に協力を要請しました。奥能登豪雨においてもこの体制で公費解体を行っています。

②災害廃棄物の処理

能登半島地震においては、県と一般社団法人石川県産業資源循環協会の間で災害時応援協定を締結（平成17年3月23日）していることから、市町は、県を通じて、災害廃棄物の仮置場の設置・運営及び災害廃棄物の処理について、石川県産業資源循環協会に要請しました。奥能登豪雨においてもこの体制で災害廃棄物の処理を行っています。

(5) 公費解体等の実施体制

以下の①から⑦については、能登半島地震及び奥能登豪雨ともに共通のスキームとして活用しました。

①申請受付・現地調査・工事発注等の円滑化

公費解体の申請内容の確認、現地調査・帳票作成、解体工事発注までの手続きを迅速に行うにあたり、面的な解体も考慮して発注を管理し、工事前後の調整等を行う管理業務及び現場調査を行うための専門のコンサルタントの確保や行政書士などの専門家の活用を推進しました。

②申請の円滑化

環境省と法務省の協議により、家屋等が倒壊、焼失、流失し、建物性が失われた場合には、建物所有権等が消滅し、滅失登記という法的手続きを経ることで、関係者全員の同意がなくても公費による解体・撤去を行うことが可能となりました。また市町では、所有者の所在が判明しない場合には、民法の所有者不明建物管理制度、共有者等の意向を確認することが困難な場合、所有権等に関する紛争が発生しても申請者の責任において解決する旨の書面を活用する（いわゆる宣誓書方式）などにより、申請の円滑化が図られました。

③解体班の確保

公費解体に必要な解体班について、奥能登豪雨の影響による解体の遅れを解消するため、ピーク時に1,200班が必要なところ、全国の解体業者の協力により、最大1,256班（令和6年12月）が稼働しました。また、解体班が宿泊するための施設として、民宿、貸家の確保やコンテナハウスの設置などにより、約3,400人分を確保しました。

④仮置場の確保・管理

片付けごみや解体ごみを受け入れる仮置場は、これまで36箇所開設され、その内訳は、延べ数で、地震の片付けごみ用が22箇所及び解体ごみ用が20箇所、豪雨の片付けごみ用が7箇所及び解体ごみ用が6箇所でした。

また、仮置場への搬入車両、仮置場の解体ごみの保管量などをリアルタイムで把握するため、新たに管理システムを導入したほか、仮置場からの搬出量・処理情報については電子マニフェストシステムを活用することで効率的な運用を行いました。

【仮置場】



ジャンボリー跡地（珠洲市）



門前モータースポーツ公園（輪島市）



仮置場内の様子

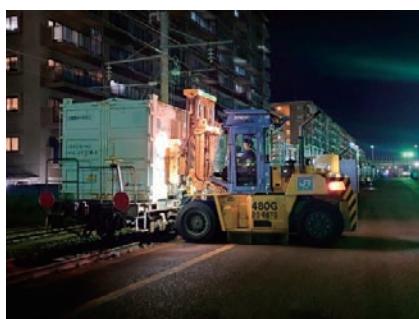
⑤運搬体制の確保

地震の被害を受けた道路の復旧に時間要する状況にあつたことから、陸上輸送に加え、海上輸送や鉄道貨物輸送を活用するなど、運搬体制の強化を図りました。

また、こうした運搬強化にあたり、金沢市内に積替え場所を確保し、県内自治体処理施設への運搬のための小型車両への積替えや、県外処理施設への効率的な運搬のための連結トレーラーや鉄道コンテナ等への積替えを行いました。



穴水港での積込



金沢貨物ターミナルでの鉄道コンテナの積込



金沢湊積替場



図4 広域処理のイメージ



大型車両（連結トレーラー）



小型車両（パッカー車）

⑥処理先の確保

災害廃棄物の処理は、可能な限り分別・選別、再利用を図り、最終処分量の低減に努めることを前提として、市町の一般廃棄物処理施設での処理を原則としましたが、自市町での処理が困難な場合は、県内の一般廃棄物や産業廃棄物の処理施設を積極的に活用するとともに、県外の処理施設の協力により、広域処理も行いました。

●県外自治体処理施設

- ・陸上輸送（車両） 1府6県（21自治体）
- ・鉄道貨物輸送 1都1県（14自治体）

●県外民間処理施設

- ・陸上輸送（車両） 9県（30業者）
- ・海上輸送（車両） 4県（6業者）
- ・鉄道貨物輸送 1都2県（7業者）

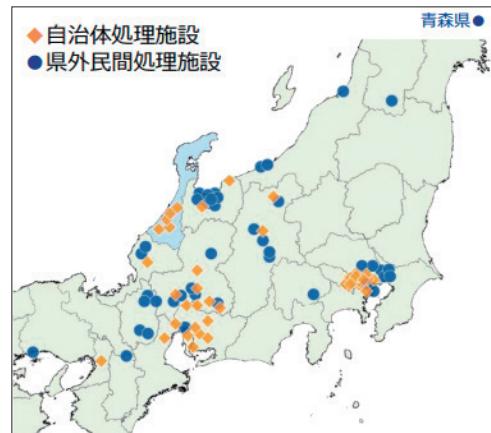


図5 広域処理先の位置図

⑦進捗の管理

県では、災害廃棄物処理について課題の抽出・解決方法の検討や優良事例の共有を図るため、令和6年6月12日から各市町も参加した県工程管理会議をこれまで計63回（令和7年9月3日現在）開催しており、環境省、専門コンサルタント、石川県産業資源循環協会、石川県構造物解体協会、石川労働局、警察等も出席し、災害廃棄物処理が迅速かつ円滑に進むよう情報共有を行っています。

③ 今後の取組

今後も、土砂崩れなどにより立ち入りできず解体に着手できない建物や、旅館や工場などの解体に相当の時間を要する大規模な建物など、市町がやむを得ないと判断した建物については、環境省とも連携しながら、各市町において、被災者に寄り添った対応をすることとしており、一日も早い復興・復旧に努めています。

Ⅱ 水道について

水道施設の被害状況と応急給水、応急復旧

令和6年1月1日に発生した能登半島地震では、最大震度7の非常に激しい揺れにより、重要インフラである浄水場や水道管などの水道施設が甚大な被害を受け、能登地域を中心に、県内16市町、約11万戸で断水が発生しました。

能登半島地震では、過去の地震と比べても送水管や配水管など地中の埋設管が広範囲にわたり損傷し、大元の浄水場や配水池なども多数損傷したほか、損傷した浄水場等の水道施設へのアクセス道路の被害や大規模な土砂崩れも加わったことで、被害状況の確認や応急復旧が困難な場所を数多く発生しました。

地震の発生直後から、公益社団法人日本水道協会や自衛隊、海上保安庁、国土交通省各地方整備局などにより、給水車等が延べ1万台超派遣されるとともに、避難所のほか医療機関等の給水ニーズの重複や取りこぼしがないよう必要な情報が集約され、応急給水支援活動の全体調整が行われました。

応急復旧については、国、日本水道協会、全国の自治体職員や多数の工事業者等から延べ4万8千人超の支援を受け、建物倒壊や土砂崩れなどによる早期の復旧が困難な地区を除き、同年5月31日をもって断水が解消しました。断水の解消状況や復旧見込について電子地図化し、ホームページに掲載した見える化マップにより随時情報提供を行いました。応急復旧にあたっては、上水道の復旧エリアに併せて下水道の流下機能を確保し、上下水道一体での復旧を図ったことも特徴の一つです。

さらには、水道本管の応急復旧が行われても、住宅等の所有者が自ら行う室内配管修繕について地元工事業者に依頼が殺到し、長期の順番待ちが発生したことから、能登6市町を対象に、地元以外の工事業者に依頼する場合の相談窓口の設置と掛かり増し経費の県費補助制度を創設しました。

また、同年9月21日に発生した奥能登豪雨により、土砂崩れや河川氾濫などの災害が発生し、再び水道施設に甚大な被害が生じ、輪島市、珠洲市、能登町の3市町で約5,200戸の断水が発生しました。日本水道協会の協力により、発災から3か月後の12月20日に、一部の復旧困難地区を除き、断水が解消しました。

一日も早い水道の復旧に向けて、国、市町、関係機関等と連携して取り組んでいくこととしています。



宅内配管修繕促進事業

- 受付窓口（石川県管工事業協同組合連合会事務局内）

申込件数	365 件
マッチング件数	265 件
- 掛かり増し経費の補助金申請

申請件数	267 件
------	-------	-------

地震による水道施設の被害

【被害の特徴】

- 耐震化されていなかった浄水場、配水池、水道管の重要な水道施設が被災し、広範囲で断水が発生
- 交通アクセスにも大きな被害が生じ、復旧作業にも支障が生じたことにより、影響が長期化
- 地盤自体の崩落等が発生した箇所では、耐震化した水道管についても破損等の被害も発生

【断水戸数の推移】

- | | | | |
|-----------|---------------|-----------|------|
| R6年1月 1日 | … 16市町 | 約113,000戸 | 【最大】 |
| R6年2月 1日 | … 8市町 | 約 40,500戸 | |
| R6年3月 1日 | … 7市町 | 約 18,400戸 | |
| R6年4月 1日 | … 4市町 | 約 6,700戸 | |
| R6年5月 31日 | … 早期復旧困難地区を除き | 断水解消 | |

水道施設の被害（被害の特徴・断水戸数の推移）

応急給水・応急復旧にご支援頂いた自治体等

令和6年能登半島地震の水道応急給水及び水道施設応急復旧にご協力いただきありがとうございます。
引き続きのご支援よろしくお願ひします。

厚生労働省、国土交通省、日本水道協会本部

日本水道協会

● 北海道地方支部

北海道 札幌市、函館市、旭川市、室蘭市、釧路市、帯広市、北見市、江別市、千歳市、恵庭市、伊達市、幕別町

● 東北地方支部

青森県 八戸圏域水道企業団、青森市

岩手県 盛岡市

宮城県 石巻地方広域水道企業団、仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、多賀城市、登米市、栗原市、大崎市、富谷市、亘理町、利府町、大和町、南三陸町

秋田県 秋田市、由利本荘市、大仙市

山形県 山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市、新庄市、天童市、東根市、南陽市

福島県 福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、相馬市、伊達市

● 関東地方支部

茨城県 茨城県南水道企業団、水戸市、日立市、土浦市、古河市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、つくば市、ひたちなか市、かすみがうら市、神栖市、茨城町、東海村、阿見町、境町

栃木県 栃木県企業局、芳賀中部上水道企業団、宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、下野市

群馬県 群馬県企業局、群馬東部水道企業団、前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、沼田市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、みなかみ町、玉村町

埼玉県 埼玉県企業局、桶川北本水道企業団、越谷・松伏水道企業団、秩父広域市町村圏組合、さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、行田市、所沢市、飯能市、加須市、本庄市、春日部市、狭山市、鴻巣市、深谷市、上尾市、草加市、戸田市、入間市、朝霞市、志木市、新座市、久喜市、八潮市、三郷市、幸手市、日高市、ふじみ野市、伊奈町、三芳町、上里町

千葉県 千葉県企業局、かずさ水道広域連合企業団、柏市、八千代市

東京都 東京都水道局

神奈川県 神奈川県企業庁、横浜市、川崎市、横須賀市、小田原市、三浦市、秦野市、大和市、座間市

山梨県 甲府市

● 中部地方支部

富山県 富山市、高岡市、魚津市、滑川市、砺波市、南砺市、立山町

石川県 金沢市、小松市、加賀市、白山市、能美市、野々市市

福井県 福井市、敦賀市、小浜市、大野市、勝山市、鯖江市、越前市、坂井市、永平寺町、南越前町、越前町、高浜町、おおい町、若狭町

長野県 長野県企業局、佐久水道企業団、長野市、松本市、上田市、岡谷市、飯田市、諏訪市、須坂市、小諸市、伊那市、中野市、大町市、飯山市、茅野市、塩尻市、佐久市、東御市、安曇野市、下諏訪町、辰野町、箕輪町、南箕輪村、木曽町、白馬村、小布施町

岐阜県 岐阜市、大垣市、高山市、多治見市、関市、中津川市、瑞浪市、羽島市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、郡上市

新潟県 燕、弥彦総合事務組合、新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、新発田市、小千谷市、加茂市、見附市、糸魚川市、妙高市、上越市、阿賀野市、魚沼市

静岡県 静岡県企業局、大井川広域水道企業団、静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、湖西市、伊豆市、菊川市、伊豆の国市、牧之原市、函南町、長泉町、森町

応急給水・応急復旧にご支援頂いた自治体等

- 愛知県** 愛知県企業庁、愛知中部水道企業団、海部南部水道企業団、北名古屋水道企業団、丹羽広域事務組合、名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、豊川市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稻沢市、新城市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、愛西市、北名古屋市、東浦町
- 三重県** 三重県企業庁、津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、名張市、亀山市、鳥羽市、いなべ市、志摩市、伊賀市、菰野町、多気町、大紀町、紀宝町

● 関西地方支部

- 滋賀県** 滋賀県企業庁、長浜水道企業団、愛知郡広域行政組合、大津市、彦根市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市、日野町、竜王町
- 京都府** 京都府、京都市、福知山市、舞鶴市、綾部市、宇治市、宮津市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、京丹後市、木津川市、久御山町、宇治田原町、精華町、京丹波町、与謝野町
- 大阪府** 大阪広域水道企業団、大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、東大阪市、交野市
- 兵庫県** 阪神水道企業団、神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、伊丹市、豊岡市、加古川市、赤穂市、宝塚市、高砂市、川西市、丹波市、朝来市、宍粟市、加東市、たつの市、播磨町、福崎町、香美町
- 奈良県** 奈良県、奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、生駒市、香芝市、葛城市、王寺町、広陵町
- 和歌山県** 和歌山市、海南市、橋本市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、紀の川市、岩出市、紀美野町、かつらぎ町、日高川町、白浜町、那智勝浦町

● 中国四国地方支部

- 鳥取県** 鳥取市、米子市
- 島根県** 島根県企業局、松江市、出雲市
- 岡山県** 岡山市、倉敷市、津山市、総社市、新見市
- 広島県** 広島県水道広域連合企業団、広島市、呉市、福山市
- 山口県** 下関市、光市、山陽小野田市
- 徳島県** 徳島市、鳴門市
- 香川県** 香川県広域水道企業団、観音寺市
- 愛媛県** 松山市、今治市、宇和島市
- 高知県** 高知市

● 九州地方支部

- 福岡県** 北九州市、福岡市、久留米市
- 佐賀県** 佐賀市
- 長崎県** 長崎市、佐世保市、島原市、大村市
- 熊本県** 熊本市
- 大分県** 大分市、別府市
- 宮崎県** 宮崎市、都城市、延岡市
- 鹿児島県** 鹿児島市、姶良市

● 姉妹都市

藤岡市（羽咋市）、高浜町（志賀町）

● そのほか

応急給水については、国土交通省 各地方整備局・海上保安庁、陸上自衛隊、航空自衛隊、海上自衛隊、独立行政法人水資源機構より、浄水場設備工事にはプラントメーカー、仮設配管敷設や掘削・修繕・埋戻・舗装など管路工事には石川県管工事業協同組合連合会をはじめ全国管工事業協同組合連合会加盟の管路工事事業者から応急復旧のご支援を頂きました。

創造的復興に向けた環境に関する主な取り組み

今回の複合災害では、上下水道などのライフラインや、道路、河川、漁港などインフラ施設に甚大な被害が発生したほか、産業、文化、自然環境などにも大きな影響を及ぼしました。

能登が創造的復興を成し遂げ、石川の更なる発展を実現するため、県では、「石川県創造的復興プラン」に基づいて様々な施策を推進していくこととしており、環境に関する以下の取り組みについて進めていきます。

自立・分散型エネルギーの活用などグリーンイノベーションの推進

従前の「線でつながるインフラ」に加え、自立・分散型の「点でまかぬインフラ」も選択肢の一つとするなど、能登におけるグリーンイノベーションに向けた先進的な取り組みを進めます。

- 自立分散型のオフグリッド集落の整備
- 住宅や事業所におけるグリーンイノベーション（太陽光発電や蓄電池等の普及）
- 環境負荷の小さい電気自動車によるグリーンドライブの推進 など

能登半島国定公園のリ・デザイン

能登の最大の魅力ともいえる壮大な自然環境や農山漁村の原風景は、未来へと継承すべきかけがえのない財産です。里山里海に育まれた多様な生物資源の適切な保全を図ることはもとより、地域資源としてその利活用を促進します。

- 能登半島国定公園の拡張を通じた「30by30」の実現
- 「のとSDGs トレイル（仮称）」の創設 など

トキが舞う能登の実現

能登復興のシンボルとして、令和8年度上半期中のトキ放鳥に向けた取り組みを進め、トキと人が共生する豊かな里山里海を未来の世代へつなげていきます。

- トキの放鳥・定着に向けた餌場等の確保・整備
- トキをシンボルとしたブランド化等の地域活性化 など